平成２２年（再ロ）第３２号

宮城県仙台市太白区袋原３丁目５番35号
再生債務者　佐藤　孝幸

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月18日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第２３号

仙台市青葉区みやぎ台３丁目27番７号
再生債務者　鈴木　章

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月17日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３０号

仙台市泉区黒松２丁目18番１―103号
再生債務者　及川　雅彦

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月17日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第６号

福島県郡山市日和田町８丁目字仲頃20番地
再生債務者　鈴木　文恵

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２２年（再ロ）第９６号

大阪府守口市佐太東町２丁目４番８号
再生債務者　久本　大助

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第４号

長野県大町市常盤6918番地14
再生債務者　芝波田幸代

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月16日　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（再ロ）第１号

秋田県能代市字大瀬儘下45番地24
再生債務者　桐越　欽章

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月18日　秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（再ロ）第１３号

兵庫県川西市清和台西２丁目１番地の46
再生債務者　森元　守

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月17日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再ロ）第９号

岡山市中区海吉2131番地１　市営住宅Ｄ304―4
再生債務者　藤井　歩

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年２月18日

岡山地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十二日
掲載頁　一〇四頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十六日
掲載頁　一一一頁（号外第一五〇号）
平成二十二年二月二十八日
東京都三鷹市下連雀三丁目三五番一号
（甲）ユメックス株式会社
代表取締役　片山　宏之
東京都三鷹市下連雀三丁目三五番一号
（乙）ＹＳマーケティング株式会社
代表取締役　片山　宏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.starts.co.jp/investor/index.php
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十三日
掲載頁　八十七頁（号外第一五四号）
平成二十二年二月二十八日
東京都江戸川区中葛西三丁目三七番四号
（甲）スターツＣＡＭ株式会社
代表取締役　関戸　博高
東京都江戸川区西葛西六丁目二一番七号
（乙）ヰス・テク・リソース株式会社
代表取締役　遠藤　慎二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月十六日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十九日
掲載頁　一〇五頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月七日
掲載頁　一五四頁（号外第一四三号）
平成二十二年二月二十八日
東京都西東京市新町六丁目三番五号
（甲）株式会社損保ジャパン情報サービス
代表取締役　清水　勝
神奈川県横浜市港北区箕輪町二丁目七番二号
（乙）日本興亜ビジネスサービス株式会社
代表取締役　井川　二朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十三年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月三十日
掲載頁　二一四頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十三日
掲載頁　一一一頁（号外第一五四号）
平成二十二年二月二十八日
東京都台東区浅草橋一丁目九番一六号
（甲）国際マリントランスポート株式会社
代表取締役　葛西　弘樹
東京都港区虎ノ門二丁目一番一号
（乙）商船三井タンカー管理株式会社
代表取締役　小寺　得生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月二十三日
掲載頁　九十五頁（号外第一五四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十六日
掲載頁　八十九頁（号外第八十九号）
平成二十三年二月二十八日
東京都中央区日本橋三丁目四番一〇号
（甲）スターツファシリティーサービス株式会社
代表取締役　島津　清彦
東京都中央区日本橋本町一丁目二番六号
（乙）ブリッジポイント・ジャパン株式会社
代表取締役　河野　一孝